

平成28年熊本地震における全国知事会の取組



神奈川県グローバル戦略担当局長
(前全国知事会部長)

河合 宏一

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定①

- 災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（被災県）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援。
- 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定②

- 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等を置く。
- 幹事県等は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。
- 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定③

- 被災県は、自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。
- 全国知事会は、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。
- 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援（ブロック間応援）を行う。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

- 全国知事会及び応援県は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。



平成28年熊本地震における人的支援の枠組み①

- 九州・山口9県災害時応援協定（幹事県：大分県）
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定は上記2協定を補完。大分県が熊本県と全体調整し、九州、関西等で対応できないものを全国知事会に応援要請。

平成28年熊本地震における人的支援の枠組み②

- 県の担当課が直接全国知事会に応援要請をするのはルール違反。人的支援については県の人事課（県庁組織への派遣）及び市町村課（市町村への派遣）が取りまとめなので、県担当課→県人事課or市町村課→大分県（九州知事会）→全国知事会のルートに乗せるよう徹底。
- 災害対策本部が設置されている県庁新庁舎に応援県の執務スペースを確保。もともとOA研修室のため、PC等の環境も完備。電話など不足分も熊本県が迅速に対応。（総務部長とのホットライン）

全国知事会における現地での取組

- 4/17 全国知事会現地本部を熊本県庁内に設置。
- 全国知事会事務局職員のほか、京都府（知事会長）、新潟県（危機管理・防災特別委員長）からも職員派遣。その後、入れ替わりで神奈川県や愛知県にも派遣依頼。
- 独自に派遣していた東京都、福井県等も全国知事会グループとして活動。（指揮伝達系統の統一）

全国知事会現地本部の主な役割①

- 対口支援として、九州・山口各県が被災市町村を割り当て担当していたが、益城町と南阿蘇村の状況が特に厳しいことから、益城町を関西広域連合が、南阿蘇村を全国知事会が担当。
- 南阿蘇村への職員派遣は、①避難所の運営等の一般職員と、②陣頭指揮要員の2種類。（第1回の議論であったライン業務とマネジメント業務に相当）
- 現地本部は大分県を通じて南阿蘇村のニーズを把握し、全国知事会東京本部へ伝達。派遣職員の調整そのものは東京本部が実施。

全国知事会現地本部の主な役割②

- 南阿蘇村以外の市町村についても、対口の応援県で対応し切れないものを順次全国知事会で応援。
- 出先を含む熊本県庁への技術職の派遣も担当
- 新潟県は、中越地震等の被災経験から、被災者生活再建支援スキームの構築に早い段階から尽力。熊本県総務部長が必要性を認識してくれて始動
- 国・県合同災害対策本部に出席
(席を確保)
- 現地本部の活動記録



現地活動を通じての雑感①

- 安倍総理が迅速な対応を指示したことで一気に最重要課題と位置付けられ、総務省からリエゾンが各市町村に派遣されて直接市町村長等の要望を受けるようなこともあったため、支援要請経路が多重化した。
- 応援側のプレイヤーが増えることにより、総務省、熊本県、市町村、対口県などとの連絡調整が不十分になり、必要人員の正確な把握が難しくなった。
- 熊本縣市町村課が受援側の取りまとめ（第1回検討会指摘事項）となり、毎晩、定例連絡会議を開くなどにより情報共有を図った。

現地活動を通じての雑感②

- いくつかの県の先遣隊が現地本部を訪問され、現地本部への職員派遣について問われることがあったが、初動段階では、活動スペースの物理的キャパシティの許す限り受け入れますと伝えた。
- 対口先の決定に当たっては、今回は必ず九州知事会のいずれかの県と全国知事会からの派遣県とをペアにしてほしいと要望した。方言等の違いで九州の人を入れておかないとスムーズに意思疎通ができないおそれがあったため。

現地本部の解散

- 業務量が減少し、東京本部で直接対応することも可能になったことから5/31に現地本部を解散。
- 発災から1か月以上が経過し、新潟県による被災者生活再建支援スキームの構築も目途が付いたタイミング。
- 熊本県との定例連絡会議での情報共有や意見交換は重要であり、解散後もテレビ会議等で参加できるような設備があるとよかった。

前回までの議論について①

- 応援する側の市町村調整をどこが行うのかも議論すべきではないか。
 - 被災県内については市町村課と市長会や町村会で調整。広域応援については、全国知事会を通じて全国市長会及び全国町村会に依頼。
- 職員派遣は都道府県が一元化して取りまとめた方がよいと思うが、政令市は県を通さずに直接応援した方が機能する場合も踏まえて検討すべきではないか。
 - 今回は政令市市長会が熊本市を担当して役割分担ができて助かった。

前回までの議論について②

- 被災地のどこに応援が必要かを把握し調整できるようにすべき。
 - 対口支援方式の欠点は自治体間で融通しあうなどの調整が難しいこと。報道されたところに応援が集中など。地元職員が定時退庁していたとの報告も。
- 宿泊先が問題となった。宿泊先情報を準備し、応援者に提供できるとよいのではないか。
 - ガス・水道が復旧するまでは福岡市からレンタカーで通った。そもそもホテルが営業しておらず、発災直後は仕方ない面もある。

今後の受援体制の御検討に当たっての要望

- 被災直後に応援に入った際、応援県等が執務をするスペースやパソコン等の情報インフラの確保。
- 被災県と応援県との情報共有（今回現地で行ったような被災県と応援県からなる定例連絡会議の開催など）
- 被災からある程度時間が経過した後は、応援者の宿泊場所や交通手段等の情報提供等